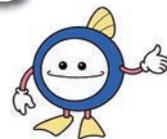


令和5年4月利用分から **下水道** の **使用料金** が変わります



下水道マスコット
キャラクター スイスイ

市の下水道事業は、平成17年の合併以来17年間、一度も料金を改定せずに経営努力を行なってきましたが、人口減少などの影響により厳しい経営状況にあります。今後、将来にわたり安定したサービスを提供するため、令和5年度以降、2回に分けて三原・本郷・大和地域の使用料金を改定します。

使用料金の急激な変化を緩和するため、令和5～7年度までを**現行比約20%引き上げ**、令和8年度からは**更に約10%(現行比約30%)**を引き上げます。**※水道料金の変更はありません。**

☎ 下水道整備課 (TEL 0848-67-6049 FAX 0848-64-6057)

三原・本郷地域

下水道料金の改定

料金改定表 (税込)

世帯人数に関係なく、10m³までの基本料金に加え、使用した水量に応じた使用料金を算出しています。

基本料金				超過料金 (1m ³ につき)			
基本水量	現行	令和5～7年度	令和8年度以降	超過水量	現行	令和5～7年度	令和8年度以降
10m ³ まで	1,210円	1,452円	1,573円	11m ³ ～20m ³	154円	187円	198円
				21m ³ ～30m ³	176円	209円	231円
				31m ³ ～50m ³	198円	242円	253円
				51m ³ ～100m ³	209円	253円	275円
				101m ³ ～	220円	264円	286円

算出例

【令和5～7年度 26m³使用の場合】

1,452円 (基本料金) + 187円 (超過料金) × 10m³ + 209円 (超過料金) × 6m³ = **4,576円**

(使用水量に応じた料金改定のイメージ図 (税込))

世帯イメージ (おおよその人数です)	8m ³ 想定 1人世帯	14m ³ 想定 2人世帯	20m ³ 想定 3人世帯	26m ³ 想定 4人世帯
現使用料	1,210円	1,826円	2,750円	3,806円
令和5～7年度 ()内は現行比	1,452円 (+242円)	2,200円 (+374円)	3,322円 (+572円)	4,576円 (+770円)
令和8年度以降 ()内は現行比	1,573円 (+363円)	2,365円 (+539円)	3,553円 (+803円)	4,939円 (+1,133円)

大和地域

下水施設・公共下水道の使用料金の改定

現行は世帯割・人員割により使用料を計算していますが、令和5年4月からは世帯人数により使用水量を認定し、三原・本郷地域と同様に使用料を算出します。

CHECK!

認定した水量に応じて使用料金を決定

一般家庭

現行の計算方法(税込)

世帯割	1,980円
人員割 (世帯1人につき)	770円加算

改定

改定後の計算方法

世帯人数により使用水量を認定
1世帯4人のとき26㎡とみなし、世帯人数が1人増減するごとに6㎡を加減して算出する

料金改定表(税込)

	8㎡ 1人世帯	14㎡ 2人世帯	20㎡ 3人世帯	26㎡ 4人世帯
現使用料	2,750円	3,520円	4,290円	5,060円
令和5~7年度 ()内は現行比	1,452円 (-1,298円)	2,200円 (-1,320円)	3,322円 (-968円)	4,576円 (-484円)
令和8年度以降 ()内は現行比	1,573円 (-1,177円)	2,365円 (-1,155円)	3,553円 (-737円)	4,939円 (-121円)

算出例

【令和5~7年度 4人世帯(26㎡)の場合】

1,452円(基本料金)+187円(超過料金)×10㎡+209円(超過料金)×6㎡=4,576円

浄化槽使用料金の改定

令和5~7年度 現行比20%引き上げ

令和8年度以降 更に10%(現行比30%)引き上げ

CHECK!

世帯人数に応じて使用料金を決定

料金改定表(税込)

	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯
現使用料	2,750円	3,520円	4,290円	5,060円
令和5~7年度 ()内は現行比	3,300円 (+550円)	4,224円 (+704円)	5,148円 (+858円)	6,072円 (+1,012円)
令和8年度以降 ()内は現行比	3,575円 (+825円)	4,576円 (+1,056円)	5,577円 (+1,287円)	6,578円 (+1,518円)

※浄化槽使用料から控除する「電気料金負担相当額」については変更ありません。

※三原・本郷・久井地域の浄化槽は全て、個人が設置し維持管理しているため、市による維持管理費の徴収はありません。

改定に関する

Q&A

Q1 なぜ料金改定をするのですか?

A1 令和4~14年度の下水道利用人口や維持管理費用などを試算すると、現在の料金体系のままでは令和5年度から収支がマイナスになります。このため、不足分を補えるよう令和5年4月から料金を改定します。

Q2 どのような経営努力をしたのですか?

A2 下水道の接続促進による収益確保や、人件費の削減、電気利用料を安くするための入札などの経営努力を行なってきた。今後も下水道の普及促進やコスト削減に努めていきます。